

令和8年台風第25号に伴う災害にかかる 一部負担金等の取扱いについて

今般、令和8年台風第25号により被災された方々には、心よりお見舞い申し上げます。

1. 一部負担金の徴収猶予について

令和8年台風第25号により被災された方々で一定要件に該当する場合は、保険医療機関等での一部負担金等の支払いを猶予することができます。

なお、支払い猶予をご希望された方につきましては、保険医療機関等への支払いに代えて、後日当健康保険組合が被保険者から直接徴収することになります。

2. マイナ保険証又は資格確認書等の取扱い及び保険料について

マイナ保険証等の紛失等により、保険医療機関等に提示できない場合においては、氏名、生年月日、事業所名を保険医療機関等の窓口で申し立てることにより、受診できる取扱いが講じられております。

また、被災した任意継続被保険者の保険料についても特例的な措置がございます。

3. 取扱いの期間

一部負担金の徴収の猶予については、令和8年9月20日より。
(期間については、追って掲載いたします。)

4. 適用市町村について

別添のとおり

ご不明の点は下記までお問い合わせください。

- ・一部負担金の徴収猶予について 給付課(TEL 03-3861-1853)
- ・マイナ保険証等及び保険料について 適用課(TEL 03-3861-1854)